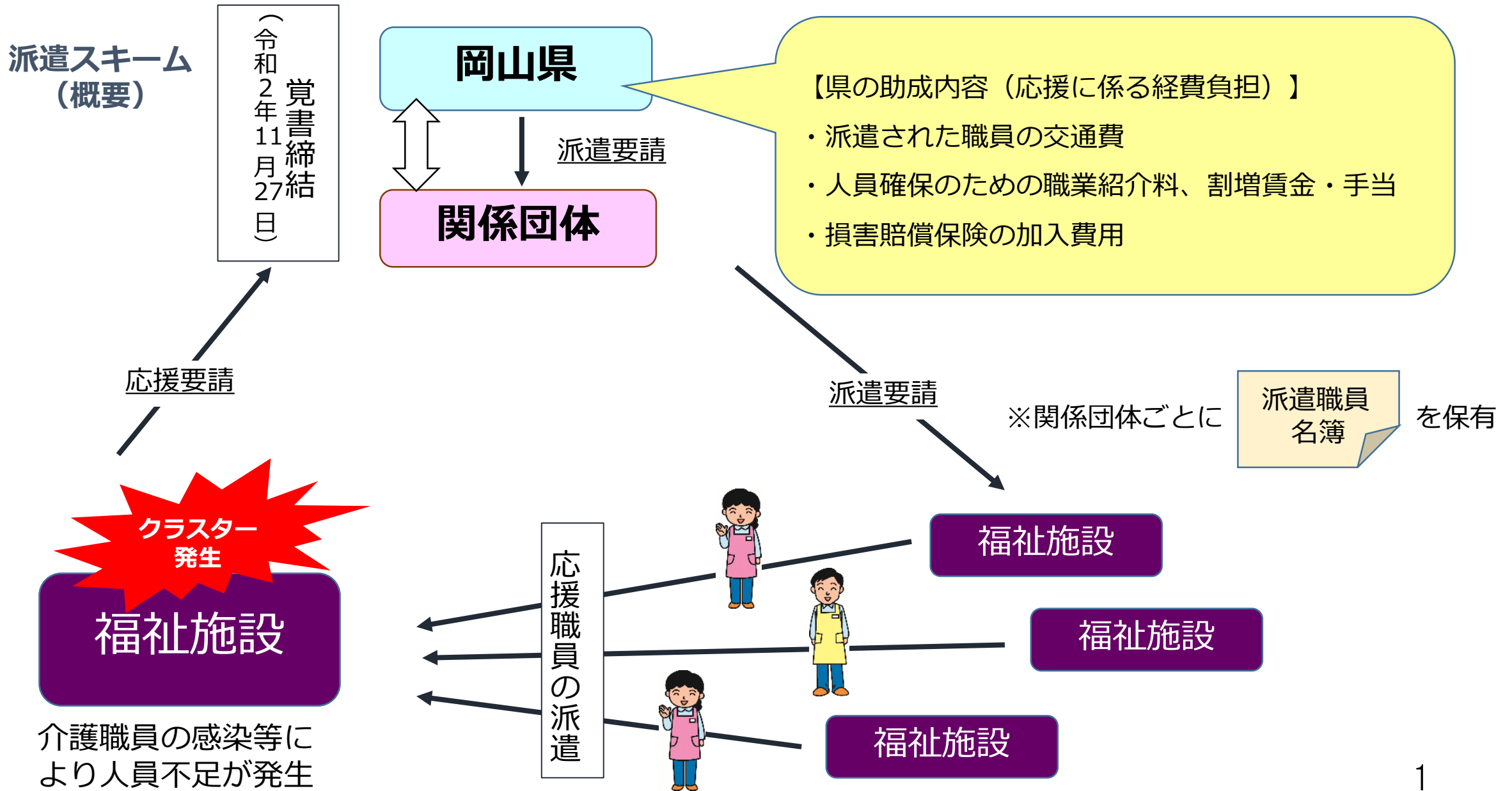


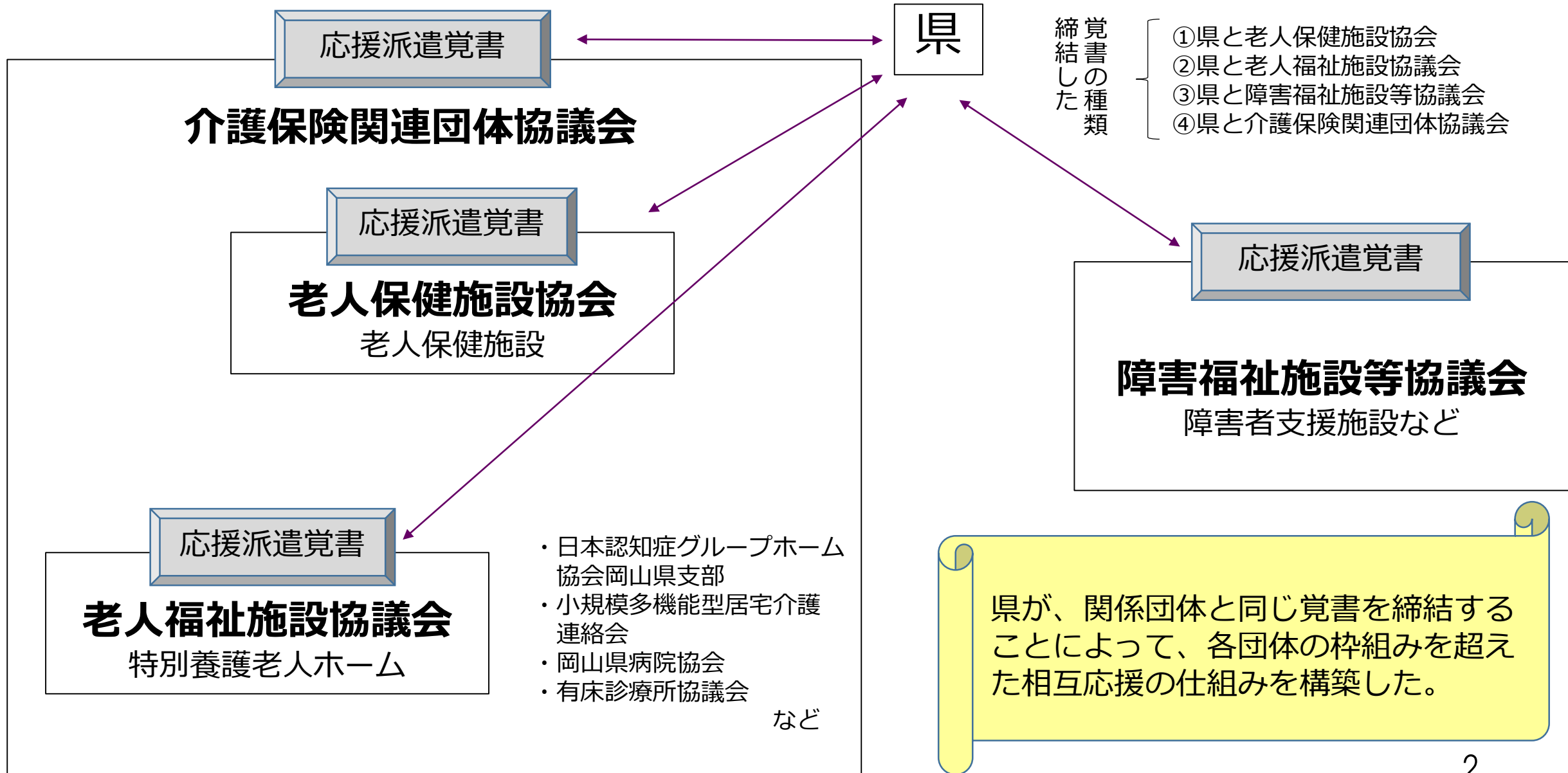
介護職員応援派遣制度について

岡山県保健福祉部

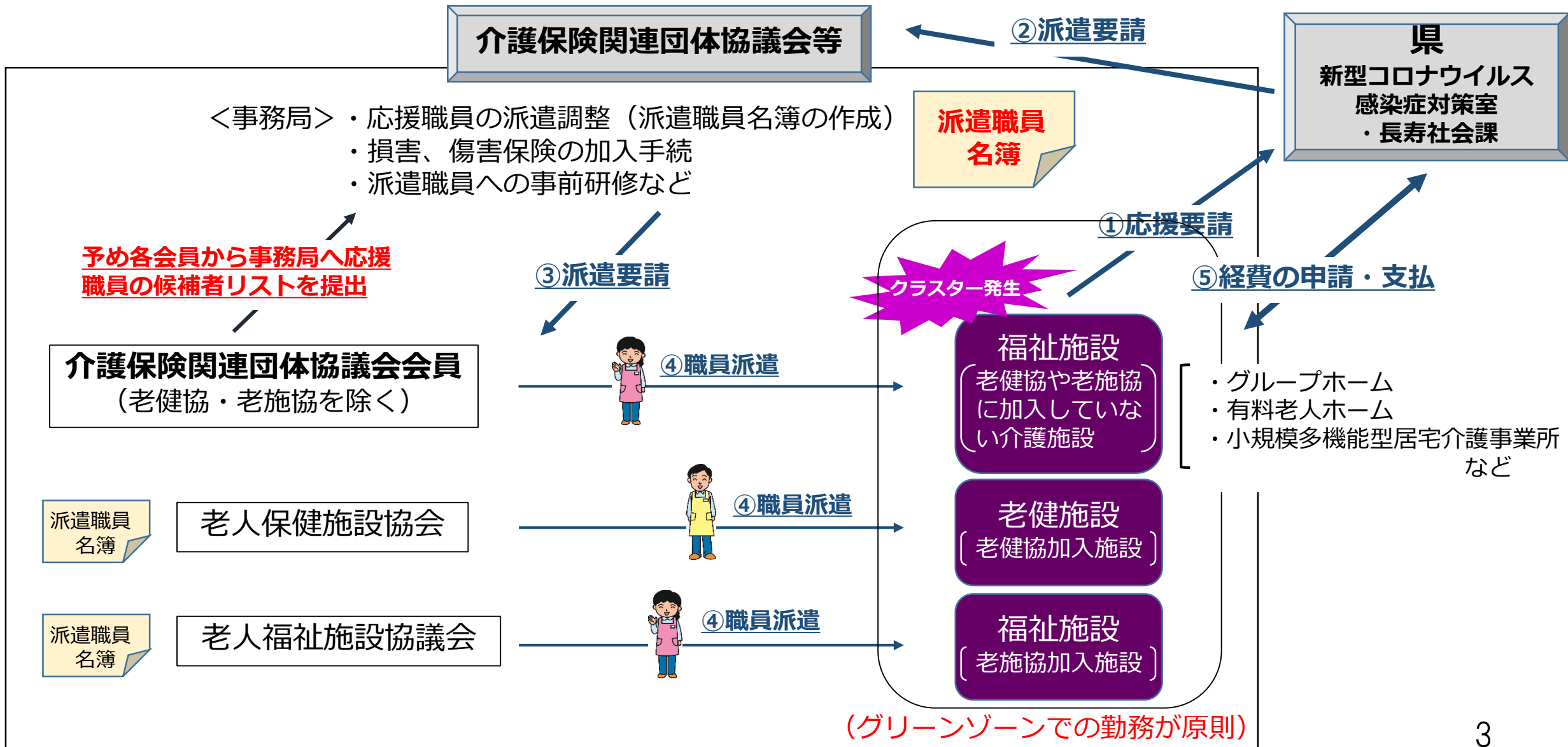
介護職員等の応援派遣に係る仕組みについて



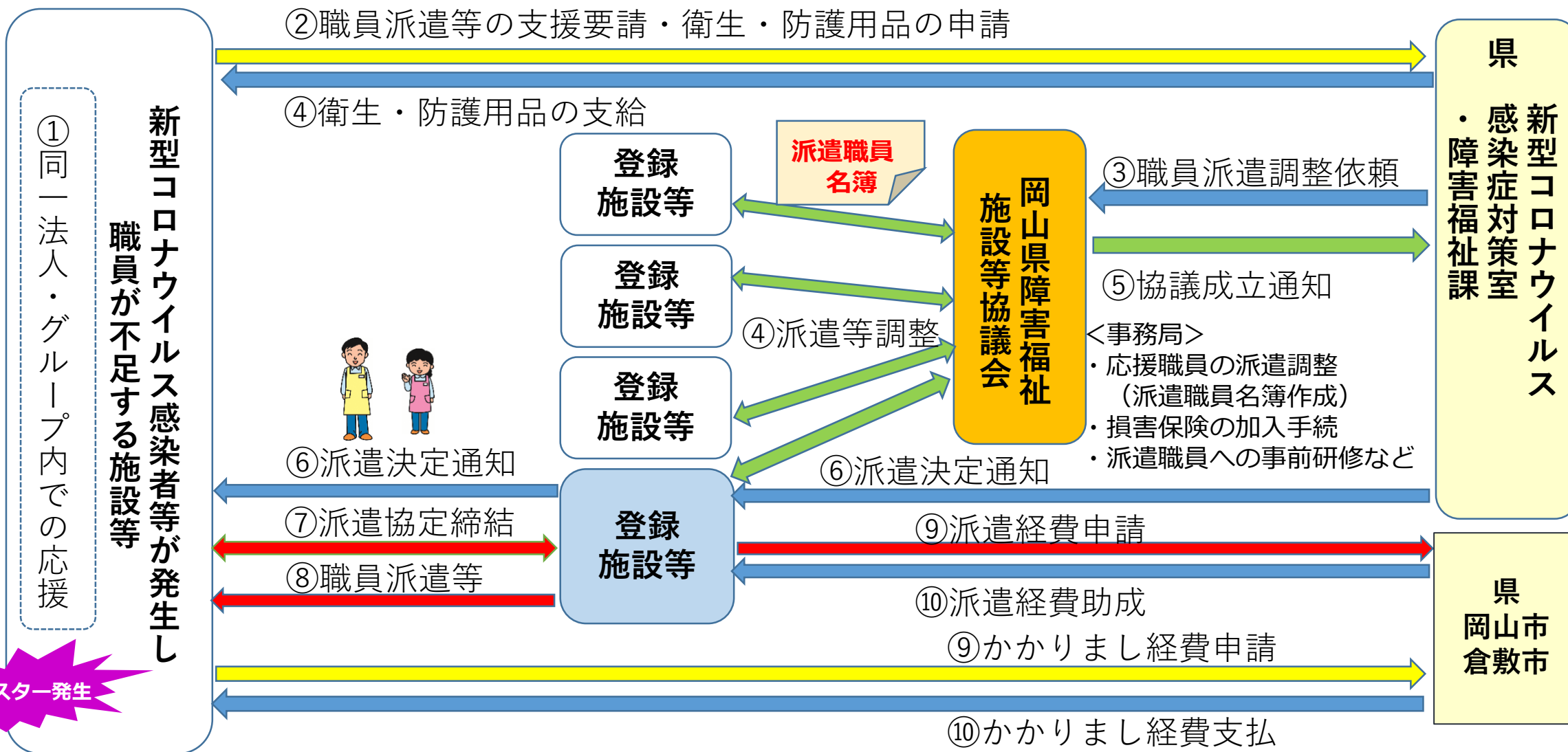
関係団体との覚書締結の全体構成について



介護保険関連団体協議会等を中心とした応援スキーム



県障害福祉施設等協議会を中心とした応援スキーム

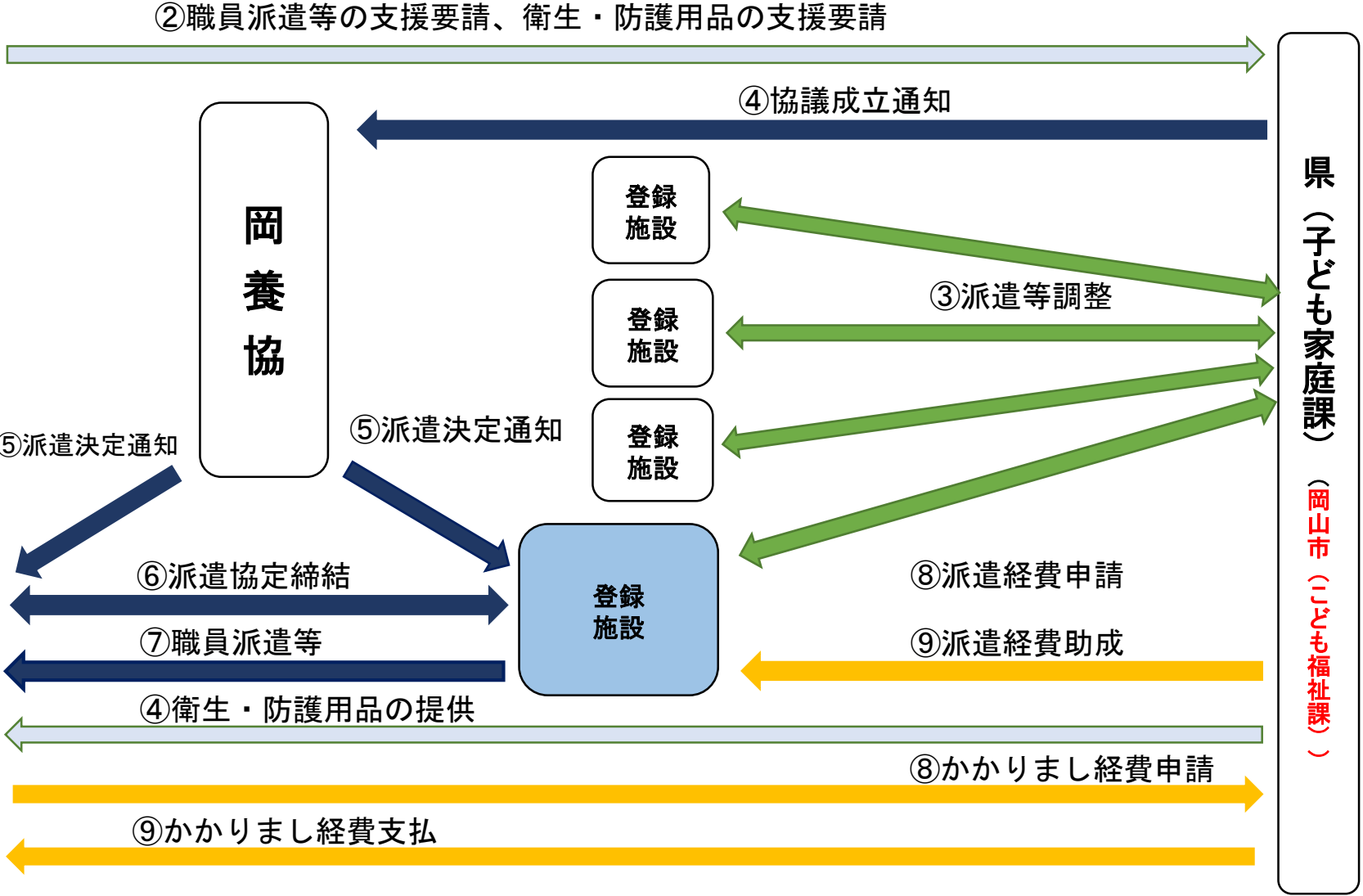


※ ⑨、⑩は、岡山市・倉敷市所在の派遣元施設の場合、所在市へ申請し、所在市から助成

岡山県児童養護施設等協議会を中心とした応援スキーム

① 同一施設・法人内での応援
新型コロナウイルス感染者等が発生し
職員が不足する施設等

クラスター発生



※②職員派遣の支援要請受付は県（子ども家庭課）に一本化している。
※⑧、⑨は、申請施設の所管自治体（県（子ども家庭課）もしくは岡山市（こども福祉課））へ申請・助成。

介護職員等の応援派遣に係る仕組みについて①

Q 職員を派遣した法人（施設）に対し、県等からどのような支援がされるのか。

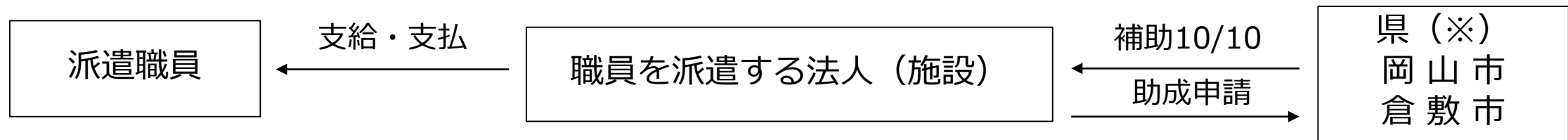
A 県又は岡山市・倉敷市が、次の「かかり増し経費」への助成を行います。（※）

<職員派遣に必要な経費>

- ・派遣される施設までの交通費及び派遣期間中の宿泊費
- ・派遣職員に支給した特別な手当（新型コロナ手当等）
- ・派遣期間中の損害保険等の加入費用

<職員を派遣したことにより発生した経費>

- ・派遣職員の不在をフォローするために他の職員が行った残業に対する時間外手当
- ・派遣職員の代替のために新たに雇用した職員の人件費や採用のための経費



（※）【高齢者施設等の場合】 派遣先の施設所在地に関わらず、全て県

【障害者支援施設等の場合】 派遣元の施設所在地が、岡山市の場合は岡山市、倉敷市の場合は倉敷市、その他市町村の場合は県

【児童養護施設等の場合】 派遣元の所在地が、岡山市の場合は岡山市、その他市町村の場合は県

介護職員等の応援派遣に係る仕組みについて②

Q 傷害保険とはどのような仕組みなのか。

クラスター等が発生した施設に派遣された応援職員の方が、万が一、感染した場合には、国の労災保険が給付されます。

さらに、各関係団体は、損害保険会社と契約し、応援職員が派遣中に傷害を被った場合や新型コロナウイルスに感染した場合に、死亡・障害補償のほか、入院保険金（日額）、通院保険金（日額）が支給されるようにしています。